

阿蘇市立内牧小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

(2) いじめに対する基本的認識

「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で指導を行うとともに、いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識をもつこと

2 いじめの未然防止のための取組

- 本校の教育理念「人間尊重の精神」を基底に置き、めざす児童像に沿った子どもを育てるため、全教職員の共通理解のもと、いじめを生まない土壌をつくっていきます。
- 学校教育活動全体を通じ、自他の命を大切にすることを育て、基本的生活習慣の確立・人権意識の高揚・道徳教育の充実・特別活動の充実を通して、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促します。

【具体的な手だて】

(1) 児童にかかわること（道徳科・特活・総合的な学習の時間を活用）

- ① 世の中にはいろいろな考えを持った人がいることを理解させます。
- ② 「わたしたちの道徳」や「熊本の心」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図ります。
- ③ 正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。
- ④ インターネットの危険やモラルについて指導する。
- ⑤ 進んで体験活動やボランティア活動に取り組ませる。
- ⑥ 「ピースフルあそ宣言」や「魅力ある学級・学校づくり」に児童が主体的に取り組むために、児童会を中心とした取組実践を行っていく。

(2) 家庭・地域にかかわること

- ① 自分のものや他人の物を大切に扱うよう育てます。
- ② 友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日ごろから子どもに伝えます。
- ③ 善悪の判断や基本的な生活態度を家庭や地域の中で身に付けさせます。
- ④ 特別活動、とりわけ学級活動を中核に据えた、出番と居場所のある学級学校を目指します。
- ⑤ 携帯電話やインターネットを使うルール作りを行います。
- ⑥ 地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませます。
- ⑦ いじめを自分の問題ととらえ、児童会を中心とした取り組みを考え、実践していきます。

3 いじめの早期発見のための取組

- 学校では、朝の健康観察や定期的なアンケート調査、教育相談の実施、電話相談等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整備します。
- 学校では、いじめ防止等のための研修を年間計画に位置付け、教職員の資質の向上を図ります。
- 学校は家庭と密接につながり、子どもたちの家庭での様子や友達関係などの情報を伝え合い、指導に生かします。また、学校だけ・家庭だけで問題を解決せず、連携してとりくんでいきます。(愛の0・1・2・3+1運動)
- コミュニティ・スクールの導入に伴い、地域の方々の目を学校に向け、登下校の様子や休日の様子など様々な観点からの情報を得ていきます。
- いじめに対して迅速に対処するため、すべての人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めていきます。

【具体的な手立て】

(1) 児童にかかわること

- ① 学校は常にアンテナを高くし、児童が集団から離れて一人にいるときや普段とは違う様子が見られるときは、声をかけて話を聞きます。
- ② 個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集します。
- ③ 上履き・机・椅子・学用品・掲示板等にいたずらがあつたらすぐに対応し、原因を明らかにします。
- ④ いじめ相談電話等、いじめ相談の窓口を周知します。

(2) 家庭・地域にかかわること

- ① 家庭では食事や入浴などの時間を大切にし、子どもとのコミュニケーションをできるだけ多く持つことで小さな心の変化に気付くようにします。
- ② 子どもの持ち物や服装の汚れ等に気を配り、物がなくなったり増えたりしていないか、服が異様に汚れていないかなどに気を配ります。
- ③ 悩みは何でも家庭で話せるような雰囲気を普段から作っていきます。
- ④ 「子どものサイン発見チェックリスト」により、いじめの早期発見に努め、気になることがあつた場合は、学校と連携して対応していきます。

4 いじめへの対処

- いじめが認知された場合には、いじめを受けた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切に指導するなど、組織的な対応を行います。

【具体的な手立て】

(1) 児童にかかわること (いじめられた側)

- ① 本人や周辺からの聞き取りを行い、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に対応します。
- ② つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守る」ことを約束し、子どもに安心感を持たせます。
- ③ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図ります。
- ④ 休み時間や登下校など教師の目が届きにくい部分の時間帯もできる限り見回りを行い、被害が継続しない体制を整えます。

(2) 児童にかかわること（いじめた側）

- ① いじめは「絶対に許されない」という毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせるとともに、いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図ります。
- ② カウンセラー、教育相談、教育委員会、福祉課、教育事務所、児童相談所、警察等と連携をとります。

(3) 家庭・地域にかかわること

- ① 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた行動をとることを伝えます。
- ② 家庭は、冷静にわが子の話に耳を傾け、事実や心情をしっかりと聞き取るようにします。
- ③ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解とともに、協力を惜しまないようにはします。
- ④ 被害児童、保護者に対して、適切な謝罪などの対応をとるよう伝えます。

5 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭・地域と連携して対策を推進します。
 - ① 子どもの居場所づくり
子どもたちは社会の在り方や社会状況の変化の影響等を集約的に受けやすく、家庭や地域での居場所がない子どもが増えている。一人一人の課題に応じたきめ細かい対応により自尊感情を高める取組みを行います。
 - ② 保護者の思いに誠実に応える
学校として、保護者が学校に対する様々な意見や願いを持っているということをどれだけ感じ取れるかが大切であり、面談後、保護者が「相談してよかった」と感じるような誠実な対応を積み重ねていきます。

6 関係機関との連携

- 平素から、カウンセラー、教育相談、教育委員会、福祉課、教育事務所、児童相談所、警察等の関係機関との情報共有や情報交換、連絡会議の開催等、情報共有体制を構築していきます。

7 いじめ防止対策委員会の組織

- 校長を中心に、教頭、教務主任、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当、養護教諭、当該学級担任のメンバーで構成します。
※協議内容や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に対応します。